

新宿区遠距離施設訪問家族交通費助成事業実施要綱

平成 8 年 3 月 18 日 7 新福障第 1 5 6 4 号区長決定
平成 11 年 3 月 31 日 10 新福障第 1 9 3 9 号部長決定
平成 28 年 3 月 15 日 27 新福障支第 4 8 0 号課長決定

(目的)

第 1 条 この要綱は、遠隔地の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 11 号に規定する障害者支援施設に入所する心身障害児者とその家族とのふれあいの機会を増やし、入所者と出身地域とのつながりを強めるために入所者家族が施設入所者を訪問する場合の交通費の一部を補助することにより、家族の負担の軽減を図るとともに、福祉向上に資することを目的とする。

(助成対象者)

第 2 条 遠距離施設訪問家族交通費助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、新宿区の区域内に住所を有し、新宿区を起点に片道 1 0 0 キロメートル以上の地域に所在する次の各号に掲げるいずれかに該当する者の家族とする。

ただし、この事業を利用している助成対象者が、他区市町村へ転出した場合には、引き続き助成対象者とすることができる。

- (1) 法第 5 条第 11 号に規定する障害者支援施設に入所している者
 - (2) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - (3) 法第 5 条第 15 号に規定する共同生活援助に入居している者
 - (4) 新宿区知的障害者グループホーム援護事業実施要綱（62 新厚原社第 698 号区長決定）第 4 条に規定するグループホームに入居している者
 - (5) 児童福祉法に規定する施設に入所している者
- 2 前項に規定する家族とは、親、子、祖父母、兄弟姉妹その他区長がそれらに準ずると認める者とする。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、助成対象者の属する世帯の生計中心者の前年の所得（1 月から 6 月までの間に助成を受けようとする場合は、前々年の所得）の額が、7, 4 5 0, 0 0 0 円を超えるときは、助成対象者としなない。

(所得の範囲)

第 3 条 第 2 条第 3 項に規定する所得とは、別表 1 に定める金額の合算額から別表 2 に定める諸控除を行った後の額とする。

(助成の申請)

第 4 条 助成対象者が、遠距離施設訪問家族交通費助成を受けようとするときは、遠

距離施設訪問家族交通費助成申請書（第1号様式）により、施設入所者訪問予定日の1週間前までに区長へ申請しなければならない。

（助成の決定）

第5条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、遠距離施設訪問家族交通費助成決定通知書（第2号様式）及び遠距離施設訪問家族交通費助成却下通知書（第2号の2様式）により申請者に通知するものとする。

（施設訪問後の報告）

第6条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下、「助成決定者」という。）は、施設訪問後5日以内に施設訪問確認書（第3号様式）を区長に提出するものとする。

（訪問予定日の変更）

第7条 助成決定者が、諸般の事情により、申請した訪問予定日に変更があった場合には、速やかに区長に届けるものとする。

（助成の取消）

第8条 区長は、助成決定者が、諸般の事情により、訪問予定を取りやめた場合には、助成決定者からの報告に基づき、遠距離施設訪問家族交通費助成決定取消通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（助成金の支給）

第9条 区長は、助成決定者の施設訪問確認の後、助成決定者の請求に基づき交通費助成を速やかに行うものとする。

（助成金の額及び助成回数）

第10条 助成金の額は、別表3によるものとする。

2 助成回数については、施設入所者1人につき年度間2回分を限度とする。ただし、同一の施設に家族を同じくする複数の入所者がいる場合は、当該施設につき年度間2回分を助成限度回数とする。

（助成金の返還）

第11条 偽りその他不正の手段により遠距離施設訪問家族交通費の助成金を受給した者があるときは、すでに支給された助成金を返還させることができる。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 23 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

所得額

①	その所得の生じた年の翌年の 4 月 1 日の属する年度の属する区市町村民税に係る総所得金額
②	退職所得金額及び山林所得金額
③	地方税法附則第 3 3 条の 3 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額
④	地方税法附則第 3 4 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額
⑤	地方税法附則第 3 5 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額

別表 2 (第 3 条関係)

控除額

①	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号による雑損控除があった者	控除相当額
②	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 2 号による医療費控除があった者	〃
③	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 3 号による社会保険料控除があった者	〃
④	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 4 号による小規模企業共済等掛金控除があった者	〃
⑤	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 6 号による障害者控除があった者	1 人につき 270,000 円
⑥	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 6 号による特別障害者控除があった者	〃 400,000 円
⑦	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号による寡婦(夫)控除があった者で⑨に規定する以外の者	〃 270,000 円
⑧	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 8 号による寡婦控除があった寡婦で同条第 3 項に規定する者	〃 350,000 円
⑨	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 による配偶者特別控除があった者	380,000 円 以内
⑩	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 1 項第 11 号による扶養控除があった者	1 人につき 380,000 円
⑪	地方税法第 3 1 4 条の 2 第 2 号による基礎控除があった者	〃 380,000 円

別表3（第10条関係）

区 分	助 成 額
入所施設の所在地が新宿区を起点として片道100 km以上300 km未満の場合。	10,000円を限度に施設訪問に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の合算額。
入所施設の所在地が新宿区を起点として片道300 km以上の場合	25,000円を限度に施設訪問に要する鉄道賃、船賃、航空賃、車賃の合算額。
＊助成額は、最も経済的な通常の経路及び方法により施設までの訪問に要した交通費により計算する。 その他、必要事項は、別に定める。	